

令和 8 (2026) 年度プロスポーツチームと連携した地域防犯力強化に係る広報啓発業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

防犯ボランティア団体数が減少する中、地域における自主的な防犯活動を促進するため、プロスポーツチームの情報発信力を活用し、県民一人ひとりの防犯意識の高揚や「ながら見守り[※]」の機運醸成、多様な見守りの担い手の参画促進等を図ることを目的とする。

※買い物やウォーキングなどの日常生活や事業活動の中で、防犯の視点をもって行う見守り活動

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 (2026) 年度プロスポーツチームと連携した地域防犯力強化に係る広報啓発業務

(2) 業務の内容

別添「令和 8 (2026) 年度プロスポーツチームと連携した地域防犯力強化に係る広報啓発業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 19 日 (金) まで

(4) 契約金額の上限

1, 9 9 1, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 (栃木県庁舎本館 7 階南側)

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課生活・交通安全担当

電話 028-623-2154 FAX 028-623-2182

電子メール kurashi@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

- (6) 地方公共団体又は国が発注した類似業務に関し、過去5年以内に受注実績があり、本実施要領及び別添仕様書に記載する業務を確実に遂行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8(2026)年4月9日(木)
イ 実施要領等に関する質問受付期限	令和8(2026)年4月15日(水)16時必着
ウ 質問に対する回答	令和8(2026)年4月20日(月)(予定)
エ 参加表明書の提出期限	令和8(2026)年4月22日(水)16時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和8(2026)年5月13日(水)16時必着
カ 審査会(プレゼンテーション)	令和8(2026)年5月20日(水)(予定)
キ 審査結果の通知・公表	令和8(2026)年5月27日(水)(予定)

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページで公表するほか、下記にて配布する。

ア 配布期間：令和8(2026)年4月9日(木)～4月15日(水)

土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 配布場所：上記2(5)の担当所属

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次により質問書(別記様式1)により電子メール又はFAXにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8(2026)年4月15日(水)16時必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和8(2026)年4月20日(月)(予定)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2)及び確認書(別記様式3)を作成し、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和8(2026)年4月22日(水)16時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)の担当所属

ウ 提出方法：電子メール、持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※電子メール又は郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～カに基づいて企画提案書を作成し、令和8(2026)年5月13日(水)16時までに持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

イ 企画提案書の枚数に制限はないが、カラー印刷とし、提案書にはページ数及び表紙を作成して付すこと。

ウ 企画提案書の様式は任意であるが、別紙の評価基準を参考に次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を可能な限り詳細に明記）

(オ) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関して、過去5年以内の受注実績

(カ) 法人等概要

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 企画提案書の提出部数は、紙媒体7部（正本1部、副本6部）及びPDFデータ（正・副両方）を格納したDVD-ROM1枚とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区分する（諸経費や消費税も区分する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何に問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。なお、書類審査で足りると別途設置する選定委員会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もある。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいてプロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

失格者を除いた者のうち、企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。また、この場合において、平均点の最も高い企画提案者が複数あった場合は、選定委員で審議の上、契約候補者を特定する。

各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る公募型プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、選定された者の名称等を栃木県ホームページで公開する。なお、選定委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、改めて契約候補者から見積書を徴収し、栃木県財務規則等の関係法令に基づき、委託契約を締結する。

(2) 契約締結の協議においては、業務の履行に必要な具体的な条件などの調整を行うが、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案内容や金額等を変更する場合がある。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させるとともに、審査結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(4) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(5) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

なお、電子契約による締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとするが、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(6) 紙の契約書を希望する場合は、当該契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。